

履歴事項全部証明書

京都市上京区河原町今出川下る梶井町447番地
了徳寺

会社法人等番号	1300-05-001054	
名 称	了徳寺	
主たる事務所	京都市上京区河原町今出川下る梶井町447番地	
法人成立の年月日	昭和27年9月17日	
目的等	目的 この法人は、その包括団体の規程たる真宗大谷派宗憲により宗祖親鸞聖人の立教開宗の本旨に基いて教義をひろめ儀式行事を行い門徒を教化育成し、社会の教化を図り、その他この寺院の目的を達成するための堂宇その他の財産の維持管理その他の業務及び事業を運営することを目的とする。	
役員に関する事項	愛知県半田市成岩本町四丁目16番地 代表役員代務者 <u>大河内 康</u>	平成26年10月27日就任
		平成26年10月27日登記
	愛知県半田市成岩本町四丁目16番地 清算人 <u>大河内 康</u>	平成29年10月30日就任
		平成29年11月 1日登記
公告の方法	公告は、事務所の掲示場に10日間掲示して行う。	
包括団体の名称及び宗教法人非宗教法人の別	真宗大谷派 宗教法人	
境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	1、特別財産は、処分し、又は担保に供することができない。但し、総代の同意を得て管長の承認を受けたときは、この限りでない。 1、基本財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。但し、これを交換し、売り払い、譲り渡し、又は担保に供しようとする場合においては更に管長の承認を受けなければならない。	
解 散	平成29年10月30日責任役員の定数の全員及び総代並びに門徒の3分の2以上の同意により解散 平成29年11月 1日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成13年 9月27日移記	

整理番号 セ314935

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

京都市上京区河原町今出川下る梶井町447番地
了徳寺

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

平成30年 1月22日

神戸地方法務局龍野支局
登記官

船 井 芳 治



整理番号 セ314935

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。